

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月8日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第30号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「（11）」を「（12）」に改める。

別表第2中「

| | |
|--|-------------------|
| <p>(12) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止において会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合として、次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合</p> <p>イ 検疫法第16条の2第1項又は第2項に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> | <p>必要と認められる期間</p> |
|--|-------------------|

| | |
|---|--|
| <p>ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>エ 会計年度任用職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う会計年度任用職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> | |
|---|--|

」を「

| | |
|--|---|
| <p>(12) 会計年度任用職員が新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザに感染し、感染防止のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> | <p>医師が必要と認める期間（それを証明できる医師の診断書又は証明書が提出された場合に限る。）</p> |
|--|---|

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。